令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に
関する調査研究

認可外保育施設指導監督

みんなは どうしてる？

こんな悩みに役立ちます

- 改善勧告のタイミングに悩む…
- 立入調査、効率的に回りたい、でも質は落とせない！
- 業務が多忙… 巡回支援指導員の活用も考えられる？

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

本資料について

本資料は、主として地方自治体が実施する、認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成した事例集となっております。

- 事例集は、全国の地方自治体の中で、認可外保育施設への指導監督に対する方針や実績等において参考となる事例について、実際のインタビュー内容を基に整理を行ったものです。

- 特に、「立入調査の実施について」「巡回支援指導事業について」に着目をして記載をしております。

目 次

Ⅰ.認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫 …… P3

①都道府県内・市町村内での業務量の平準化

②巡回支援指導員の活用

③立入調査実施施設の優先順位付け

④情報収集手段の工夫

⑤職員によるバラつきの軽減

⑥立入調査実施におけるその他工夫

2.新型コロナウイルス影響下における工夫 …… P9

・書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

・書面調査における工夫①:写真での施設確認

・書面調査における工夫②:業務の役割分担の見直し

・保育施設以外の場所での指導

・メールを利用した迅速な通知

Ⅱ.巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況 …… p12

2.巡回支援指導員配置の効果 …… p14

①改善・指摘事項の大幅改善

②保育施設との信頼関係の構築

③自治体職員の業務負担軽減

④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント …… p22

・毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

・保育施設に寄り添った具体的な指導・助言

・巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

・巡回支援指導後のアンケート実施

・保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

①都道府県内･市町村内での業務量の平準化
～県と市町村/市と区の連携(権限移譲)による体制確保～

児童福祉法上の認可外保育施設の指導監督権限を有している都道府県や市の主な担当部署だけでは、認可外保育施設への指導・監督の十分な体制を確保できない場合がある。同じ都道府県内の他の部署と連携をしたり、都道府県内の市町村や市内の区に権限移譲したりすることによって、体制を確保している事例がある。

ポイント
- **単に業務を任せたり、権限移譲したりするだけでなく、やり方を丁寧に説明したり、保育の専門知識がある職員が立入調査に同行し、指導監督の質についてしっかりサポート**

茨城県

市町村への権限移譲

茨城県では基本的には1名の一般職員と3名の巡回支援指導員（会計年度任用職員等の非常勤職員）が認可外保育施設に関する業務を実施しているが、県職員だけで全施設への立入調査を実施するのにはリソースの限界があるため、**積極的に市町村に権限移譲をし**、県内で立入調査の業務を平準化することで、毎年全施設への立入調査ができるようにしている。

その際、立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、**毎年各市町村から、県職員に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査の助言を行っている。これにより、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができている。

横浜市

区役所との連携

横浜市内の18か所の区役所と連携することによって、市内で立入調査の業務負担を平準化し、市内全施設の立入調査ができるように努めている。立入調査は基本的に3名体制で実施している。**保育に関する調査事項は公立保育所園長OBであり、現場知識や経験を有する市の職員が担当し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担とする**ことで、保育に関する調査事項であっても知識や経験を有する人から適切な指導ができるようにしている。

千葉県

県の子育て支援課と健康福祉センター監査指導課とが連携

保育所等の通常の指導及び監査については健康福祉センター監査指導課が行うこととなっており、基本的には**県内5か所にある健康福祉センター監査指導課が保育施設とやりとりをし、立入調査を実施**している。

文書指導などを繰り返し、**改善が見られない場合は子育て支援課に報告があり、子育て支援課が過去の指導状況や苦情・事故の有無などを確認し、特別立入調査を実施するか判断**をしている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

②巡回支援指導員の活用
～一般職員との役割分担で、より専門的な指導・助言を可能に～

保育の専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が立入調査に同行し、保育に関する調査事項について担当することによって、より専門的な観点から指導・監督し、具体的な助言をできるようにしている事例がある。立入調査に専門的な知識や経験を持つ巡回支援指導員が同行することで、一般職員には難しい専門的な視点の助言や指導を行うことができる。

ポイント
- 保育に関する立入調査事項は保育の専門的な知識・経験を有する巡回支援指導員が担当
- 立入調査後も巡回支援指導員が巡回指導をする中でフォロー
- 分担することによって一般職員の負荷を軽減しながら、保育施設に対してはより専門的な視点の助言や指導を可能に

横浜市	横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている。
茨城県	県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している。また、権限移譲した市町村の立入調査にも県の巡回支援指導員が同行することで、市町村職員への立入調査のやり方の助言や、保育施設への適切な指導・助言ができるようになる。
さいたま市	立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が共同で継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。 また、改善報告書で改善が見られる場合、**巡回支援指導員が実施している抜き打ちの午睡調査で施設を訪問する際に改善状況を確認**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

③立入調査実施施設の優先順位付け

全施設に対して毎年1回立入調査を実施することが望ましいが、体制面上どうしても全件調査が難しい実態がある場合に、優先順位の考え方を実施要領で定め、優先順位に従って立入調査を実施している事例がある。

ポイント
- 立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている
- 優良施設に対しては2年に1回の立入調査としつつ、書面による調査は毎年全施設に対して実施。立入調査は優先順位が高い施設から実施

千葉県

実施要領に立入調査の優先順位の考え方を規定

原則全施設に対して立入調査を実施することが望ましいことは理解した上で、体制面上どうしても全件調査が難しい実態があり、**立入調査実施の優先順位の考え方を実施要領で定めている**。立入調査の実施に係る事項については、実施要領において規定しているが、立入調査は年１回以上行うことを原則としつつも、実態を勘案し、当該実施要領において、通常の立入調査の特例として、指導監督基準を満たし、運営上問題となる事由が認められない施設については、**2年に1回の頻度で、立入調査を実施**することとしている。

優先的に実施する施設
- 新規に設立された施設
- 前年度までに指導を行った施設
- 利用者や職員から苦情が出ている施設

書面による調査

全施設に対して書面による調査を実施し、実施方法は県の実施要領で定め、**調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直し**している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

④情報収集手段の工夫
～書面や写真でのコミュニケーションの活用～

自治体側の人員リソースに限りがある中で、書面や写真などを活用することによって、保育施設の状況をより把握できるようにしている事例がある。

ポイント
- 立入調査の前に調書を提出してもらい、施設の状況をあらかじめ確認
- 立入調査での指摘事項の改善状況は、書面の回答に加え写真などにより確認

千葉県

立入調査の事前調書確認

全施設に対して書面による調査を実施。実施方法は県の実施要領で定め、調書の内容は別途定めるとしたうえで、毎年内容を見直している。

立入調査にあたっては、保育施設から事前に調書を提出してもらうこととしており、書面による調査においても同一の調書を活用している。**調書は各施設が県のHPからダウンロードができる**ようにしている。

佐賀県

立入調査後の書面による改善状況の確認

立入調査で指摘があった項目について、保育施設から書面で改善状況の回答を提出してもらうようにしている。指摘項目が書類の整備、施設の状況などに関する場合は、**併せて証拠となる資料（書類のコピー）や写真（施設の状況がわかるもの）等を提出してもらう**ことで確認している。さらに情報が不足している場合は、**電話で保育施設に対応内容の聞き取りを行う**など、改善状況を丁寧に確認している。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑤職員によるバラつきの軽減
～立入調査を実施する職員のレベルアップ～

管掌内で全施設に対して同じような基準で指導・監督ができるように、立入調査を実施する職員の教育を行っている事例がある。

具体的な取組例

- **年度当初の立入調査に係る新任説明会**
  - **過去改善勧告等措置を発出した事例紹介**
  - **市町村での指摘事項/好事例などの共有**
- **マニュアル作成・配布**
  - **職員用の立入調査のやり方に関する内容**
  - **巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等の知っておくべき事項**
- **経験者と新任者が一緒に立入調査に行く実地研修**

横浜市

区役所への説明会

横浜市の事務分担では、改善勧告、公表は区業務、業務停止命令以降の重い処分は市の本庁業務となっている。過去に改善勧告を発出した経験がない区が多く、業務のやり方がわからなかったり、また、業務繁忙期と重なると改善勧告の発出が難しかったりする場合がある。そのため、横浜市は、**年１回運営指導の説明会を実施し、過去事例の共有などを通じて、区職員の知識習得につなげている**。

茨城県

権限移譲した市町村への助言・サポート

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能**になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、**他市町村が実施している工夫・好事例を共有**することができている。

認可外保育施設への立入調査について

1.立入調査実施における工夫

⑥立入調査実施におけるその他工夫

その他、各自治体が立入調査に関して実施している工夫を下記で紹介する

新規に設立された施設への新規施設確認

- 新規に設立された施設には、**開所後の新規施設確認時に、施設の確認を行うとともに、立入調査で指導となりやすい項目等について、丁寧に説明し、開所してからすぐに保育施設が改善をできるようにしている**。
- 新規に設立された施設には開所後半年後以降に立入調査を実施しているため、開所後から立入調査までの間にも事故等が起きないよう予防する効果や、立入調査で指導項目が多くならないようにする効果がある。

さいたま市

立入調査カードの活用

- 立入調査では、県独自で作成した立入調査カード（Excelの帳票）を使用している。
- 立入調査カードは、国の指導監督基準に基づき指導項目が整理されており、**立入調査後は速やかに評価結果を記入し、翌日中には他施設の立入調査に従事する監査担当職員や課内で供覧し、結果報告と情報共有**が行える。

佐賀県

居宅訪問型施設の書面調査の電子申請化

- 居宅訪問型施設の書面調査の際に、**居宅訪問型施設のセルフチェックシートを電子申請システムで申請できるようにした**ことで、紙の書類の管理がなくなり、市がデータを管理しやすくしている。
- **もともと市が持っている電子申請システムを活用**することで、新たにシステム開発のコストをかけず、チェックシートの質問項目などをとりまとめ、システムに反映することによってシステム化への移行を迅速に行うことができた。

横浜市

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

新型コロナウイルス影響下においては、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が発出されたり、指導・監督対象の保育施設で新型コロナウイルス感染症の陽性者が出たりなど、例年とはかなり状況が異なる中で、各自治体が実施した工夫を下記で紹介する。

なお、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室は「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について（子少発0806 第1号　令和3年8月6日）」（参考資料）において、下記のように発出している。

「新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、**前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり**、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。」

参考資料：「認可外保育施設に対する指導監督の徹底について」（子少発0806 第1号　令和3年8月6日）

子少発 0806 第１号
令和３年８月６日

各　都道府県
　　市区町村　児童福祉主管部（局）長　殿

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
（　公　印　省　略　）

認可外保育施設に対する指導監督の徹底について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年３月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施いただいており、同通知では、

- 届出対象施設については、年１回以上行うことを原則とすること、
- ベビーホテルについては、必ず、年１回以上の立入調査を行うこと、
- 認可外の居宅訪問型保育事業については、立入調査に代えて集団指導を年１回以上行うこと

と定めています。

保育施設の保育内容や保育環境が適切に確保されるためには、各自治体が保育の現場に立ち入ることが重要です。

今般、「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」により令和２年３月 31 日現在の立入調査の状況を把握したところ、いくつかの自治体においては、立入調査の実施率が低い又は実施していない自治体が見受けられました。（別添１参照）

立入調査の実施率が低い自治体をはじめ、各自治体におかれましては、認可外保育施設における保育の質の確保・向上のため、貴管内の市区町村との連携や厚生労働省が実施する巡回支援指導員事業（別添２参照）を積極的に活用いただくなど、立入調査による指導監督の徹底をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により例年同様の指導監督が困難な場合、やむを得ず、前回の立入調査の結果や立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行ったり、施設長等に来庁を依頼しヒアリングを行ったりする等の対応を実施することも可能ですので申し添えます。

（参考）

○「令和元年度認可外保育施設現況取りまとめ」（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000159036_00006.html

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

▶▶▶ 書面調査への切り替え・立入調査は優先順位を付けて実施

- 原則として、毎年全施設の立入調査を実施する方針としている自治体でも、新型コロナウイルス影響下では、全施設に対して立入調査を実施することが難しいため、**代わりに書面による調査を実施した。**
- また、書面調査を基本としつつも、**自治体内で優先的に立入調査を実施する保育施設を定め、特に指導・監督が必要な保育施設に重点を置いて立入調査を実施**した。

優先順位の考え方例
～各自治体が優先的に立入調査を実施した施設～

佐賀県
- 新規に設立された施設
- 巡回支援指導を実施していない施設　等

横浜市
- ベビーホテル（年１回の立入が必須とされているため）
- 前年度文書指導を実施した施設（改善を確認した施設も含む）
- 新規に設立された施設で立入調査が未実施の施設
- その他区で立入が必要と判断した施設
  （保護者や内部職員から苦情が入って特別立入調査を実施した施設、立入調査等で保育内容が不適切な可能性があると判断した施設など）等

さいたま市
- 新規に設立された施設
- 昨年度文書指導を行った施設
- 昨年度立入調査未実施の施設
- 昨年度口頭指導を行った施設　等

茨城県
- ベビーホテル
- 新規に設立された施設
- 過去に文書指導をしていて認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付していない施設　等

認可外保育施設への立入調査について

2. 新型コロナウイルス影響下における工夫

書面調査における工夫①：写真での施設確認

- 現地での立入調査が実施できない場合に書面による調査を実施しているが、認可外保育施設からの提出調書だけでは実態が判断できない項目がある。
- 特に新規に設立された施設に関しては、**十分な設備を保有しているかなどについて、調書のみで確認することは難しく、電話等での聞き取りの他に、施設内の写真を撮影して提出してもらうことで確認**している。

千葉県

書面調査における工夫②：業務の役割分担の見直し

- 横浜市では、認可外保育施設の指導監督を区と連携して実施しており、書面調査については、本来区が担当する業務である。しかし、新型コロナウイルスの**陽性者が発生した保育施設の対応など、区の業務のひっ迫に伴い、市が業務を引き取って書面調査を行い**、指導が必要な施設への指導は区が行うという役割分担を行った。
- 実地の立入調査ができなくなった分、**立入調査を担当していた市の職員を書面調査のリソースに充てる**ことで業務を回すことができた。
- 通常は立入調査の結果を区が入力し、市の本庁がとりまとめて国に提出する流れとなっているが、**区の業務軽減のために、極力、市の本庁が入力**したのちに区が確認をするようにした。
- 書面調査の評価は市の本庁が担当し、評価の結果や内容を保育施設に通知するのは区の業務としたが、区の転記作業を削減するために、エクセルを修正した。

横浜市

保育施設以外の場所での指導

- **巡回支援指導は基本的に、全施設において対面で実施**している。
- しかし、新型コロナウイルス影響下において、**病院内の保育施設等、新型コロナウイルスへの対策に特に気を遣っている施設に対しては、希望に応じて近くの事務所など、指導会場を保育施設以外で行っている**。

佐賀県

メールを利用した迅速な通知

- 認可外保育施設への周知は、従来横浜市から直接ではなく、区を経由して行っていたが、**新型コロナウイルスに関する通知など、迅速に通知しなければならない内容が増えた**ことを受けて令和4年2月より、**横浜市が各施設のメールアドレスを管理するようにし、郵送ではなくメールでの通知に変更**した。
- その結果、園の運営に関する通知等を迅速に周知できるようになり、**区の業務負担軽減につながった**。

横浜市

II

巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

ヒアリングの他に、全国の47都道府県及び1,741市区町村を対象としてアンケートを実施し、認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施状況を把握した。全国で巡回支援指導事業がどのように実施されているか、概況をご紹介する。

■ アンケートに回答があった737自治体のうち、11.1%が巡回支援指導事業を実施

図表1　認可外保育施設を対象とした巡回支援指導事業の実施有無（n=737）

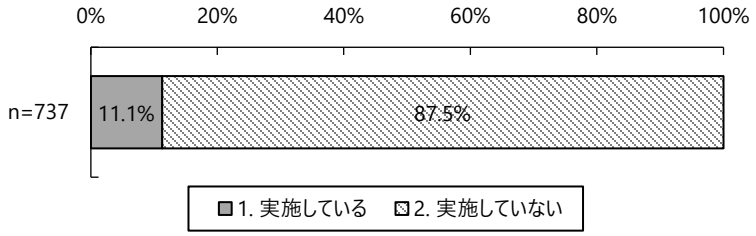

■ 巡回支援指導員を実施している自治体では、平均3.2人の巡回支援指導員を配置

図表2　雇用形態別・巡回支援指導員数（単位：人）（n=80）

	平均値	中央値	最大	最小
1. 自治体採用（任期の定めのない常勤職員、任期付き職員、再任用職員）	2.1	1	15	0
2. 自治体採用（会計年度任用職員等の非常勤職員）	1.4	1	9	0
3. 外部委託	0.9	0	13	0
4. その他	0.1	0	4	0
合計人数	3.2	2	15	0

参考：ヒアリング対象自治体の巡回支援指導員（人数/採用形態/資格等）

自治体名	人数	採用形態	資格等
千葉県	13名	外部委託	保育士資格取得者や福祉系（保育）大学等の教員など専門的知識及び技術を有する者
茨城県	3名	会計年度任用職員	認可保育園勤務経験者
佐賀県	1名	会計年度任用職員	元自治体職員であり、過去に保育所等への指導監督業務に5年間程度従事した経験あり
横浜市	12名	再任用職員・会計年度任用職員	保育士資格取得者、元公立保育所園長経験者、元公立保育所ネットワーク専任保育士
さいたま市	3名	再任用職員	認可保育園長経験者

II 巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

■ **巡回支援指導員は「認可保育園長経験者」や「認可保育園勤務経験者」、「保育士資格取得者」など、保育に関する知識や業務経験が豊富な方が多い**

図表3　巡回支援指導員の有する資格・業務経験　（複数回答）

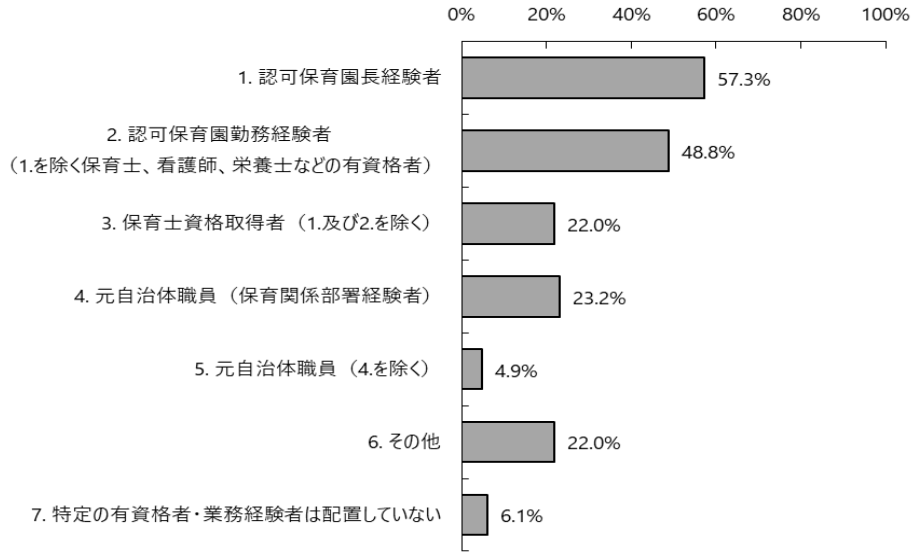

■ **巡回支援指導員の実施している主な業務は、「1.事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」、「3.主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」である。**

■ **さらに巡回支援指導を実施している約半数の自治体で「9.立入調査の実施」も担当**

図表4　巡回支援指導員の実施業務　（複数回答）

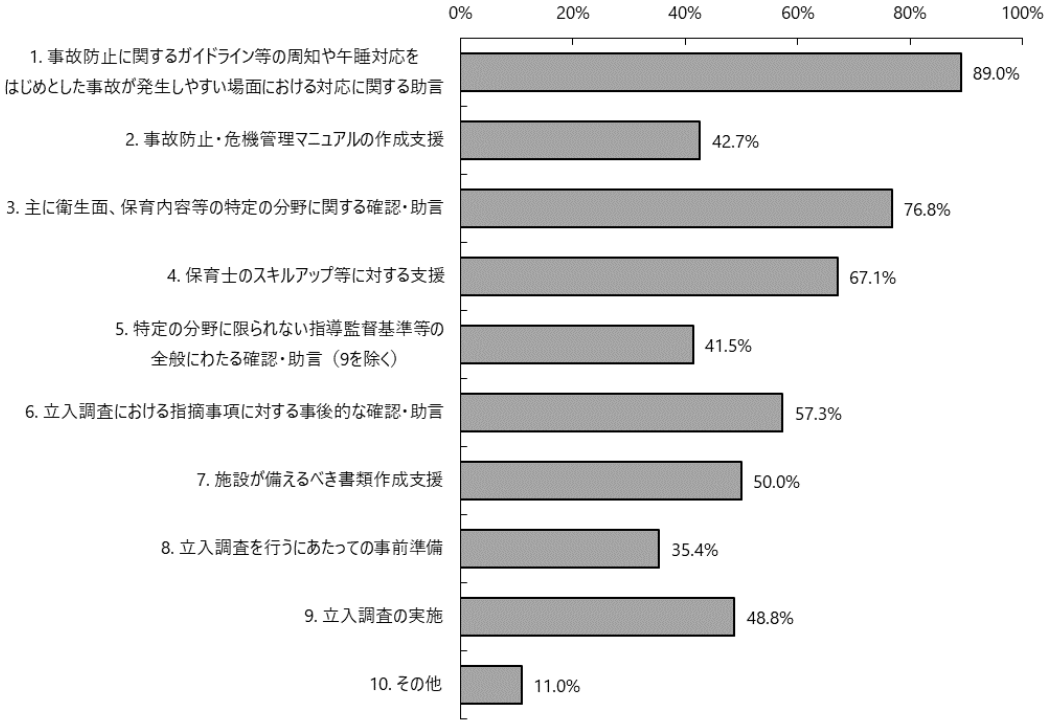

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善･指摘事項の大幅改善
～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

立入調査に一般職員と保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行し、さらに巡回支援指導員が別途巡回支援指導を行うことで、より専門的な視点から保育施設に指導・助言を行っている事例がある。

ポイント
- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導･助言により、保育施設の指摘･改善事項が大幅に改善

佐賀県

一年間で2巡、3巡にわたる巡回支援指導を実施

佐賀県では、年度当初にまず、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとに指導項目を定めた上で、巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。**指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して１年間をかけて改善を促している**。

立入調査の前に全施設に巡回支援指導を行い、**問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時までに改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくることができている**。

年間のスケジュールイメージ
- 6月～8月の3ヶ月かけて巡回支援指導を一巡
  （凡そ一日当たり2~4施設を周り、管内の全施設を訪問）
- その後は必要に応じて、10月～11月に2回目、12月～1月に3回目の巡回支援指導を行う
- 2月以降に立入調査を実施

効果　**立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少**

図表　佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移

立入調査実施年度（年度末実施）	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合　計			
	施設数	改善・指導件数	1施設当たり指導件数	対H30（%）	施設数	改善・指導件数	1施設当たり指導件数	対H30（%）	施設数	改善・指導件数	1施設当たり指導件数	対H30（%）
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

（佐賀県こども未来課ご作成：令和4年2月時点）

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善
～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

ポイント
- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善
- 巡回支援指導員が立入調査とは別に抜き打ちの午睡調査を実施することで、事故防止に貢献
- 巡回支援指導員が一般職員に対して、保育に関する事項の見方について専門的な観点でアドバイス

さいたま市

抜き打ちの午睡調査による事故防止や施設の状況確認

巡回支援指導員を配置することで、**原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施**できている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で**立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる**。

横浜市

区の立入調査に巡回支援指導員が同行

横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている

茨城県

市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行

県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している

立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各**市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築
～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築築～

保育施設の中には、自治体からの立入調査や監査に警戒感を示す施設があるが、巡回支援指導という施設に寄り添った“支援”によって、自治体からの指導や助言が保育施設側に受け入れてもらいやすくなっている事例がある。

ポイント
- 監査である立入調査と支援である巡回支援指導を切り離すことで、保育施設が安心して相談でき、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなる
- 認可保育園長経験者など保育の専門家である巡回支援指導員を配置することで、保育施設側の悩みに具体的な助言が可能になり、自治体が保育施設から頼ってもらえる存在に
- 毎年巡回支援指導を行うことで、巡回支援指導員と保育施設の間に信頼関係が生まれる

千葉県

監査とは切り離した"支援"の位置づけにより保育施設側の抵抗感を軽減

巡回支援指導については、**保育施設の監査業務とは一切切り離し、あくまでも保育施設に寄り添った"支援"と位置付けている**。かつては、巡回支援指導を実施したい旨を保育施設に連絡すると、監査ではないかと警戒され断られることもあったが、監査とは切り離された"支援"であると丁寧に説明することで、施設側に受け入れてもらいやすくなり、事故防止や保育内容の改善等に向けた指導が浸透しやすくなるというメリットがある。巡回支援指導員は、主に安全面の指導・アドバイスを実施している。

また**、認可外保育施設は他施設との連携や繋がりがない施設も多く、巡回支援指導は各保育施設が困っていることを相談できる場にもなっており**、好評である。

具体的には、**保育施設から「巡回支援指導員に施設の不安を聞いてもらってよかった」、「重大事故が発生しやすい場面、事故防止に対しての指導が参考になった」、「改善方法について具体的に実例をあげて教えていただけた」**などという声をもらっている。

さいたま市

認可保育園長経験者の巡回支援指導員を配置

認可保育園長経験者から巡回支援指導員を選任することで、一般職員に不足しがちな経験や知見を補い、保育施設に対して適切な判断・指導・助言ができるようになる。

また**保育施設側にも巡回支援指導員が認可保育園長経験者であると伝えることで、保育施設からの信頼を得やすくなり、指導や助言を施設側に受け入れてもらいやすくなる**。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

②保育施設との信頼関係の構築
～保育施設に寄り添い、良好な関係を構築～

横浜市

巡回支援指導員は巡回訪問と立入調査をそれぞれ実施

巡回訪問と立入調査を別日にし、それぞれ位置づけをはっきりさせていることが特徴である。**呼び方も「巡回支援指導」ではなく、“指導”という言葉を使わない「巡回訪問」とすることによって、保育施設に寄り添い、気軽な相談の場として保育施設の改善に役立っており**、一つの保育施設に対して、立入調査と巡回訪問という異なるアプローチで改善を促すことができる。

横浜市では、巡回支援指導員を「保育相談員」として12名配置しており、「巡回訪問担当」と、前の項目にも示している「立入調査担当」に分かれている。

巡回訪問の対象施設は、主に特定教育・保育施設、認可外保育施設等であり、立入調査の対象施設は、認可外保育施設等である。

主な業務は以下の表のとおりである。

図表　横浜市の巡回支援指導員の主な業務

	巡回訪問	立入調査
事業開始時期	平成30年4月	平成15年4月
対象施設	特定教育・保育施設、認可外保育施設等	認可外の保育施設
対象施設数（令和3年4月現在）	1,426	396
訪問頻度	複数年かけて実施	年1回実施
主な業務内容	重大事故防止と保育の質の向上に関する項目についてのヒアリングや助言、施設見学	区が実施している立入調査への同行、保育に関する調査項目の確認、立入調査での指摘事項の改善の有無確認
その他	-	家庭的保育事業へ年2回の訪問
	公立保育所の民間移管園への訪問 親と子のつどいの広場への訪問	

（横浜市ご作成）

佐賀県

毎年の巡回支援指導により、信頼関係を構築

巡回支援指導員は、過去に認可外保育施設の指導監査等に従事していた経験を有しており、各施設との信頼関係が構築できている。そのため、**年数を重ねるにつれて、指導を受ける施設とのコミュニケーションが円滑に進むようになっている**。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減
～一般職員の業務の一部を支援～

巡回支援指導員を配置することによって、専門的な指導や助言を可能にするだけでなく、一般職員の業務負荷を軽減できている事例がある。

下記にて、「（A）立入調査や巡回支援指導における業務負荷軽減例」と書類の確認や事務作業等を含む「（B）立入調査や巡回支援指導以外における業務負荷軽減例」について紹介する。

（A）立入調査や巡回支援指導における業務負荷軽減例

巡回支援指導員に下記を任せることで、一般職員の業務負荷を軽減することができる

- **立入調査における保育に関する項目の確認・指導・助言**
- **権限移譲先の市町村職員への立入調査のやり方の教育**
- **抜き打ちの午睡調査、無償化にむけた書類確認など巡回支援指導、巡回訪問**

横浜市	**区の立入調査に巡回支援指導員が同行** 横浜市内の18か所の区役所と連携し、立入調査を実施。立入調査は基本的に3名体制で、**保育に関する部分は公立保育所園長OBであり知識や経験を有する市の巡回支援指導員が担当**し、その他項目は区の事務職員2名が担当する分担としている
茨城県	**市町村の立入調査に巡回支援指導員が同行** 県管轄の立入調査は原則として、**福祉施設の監査を担当する部署の一般職員2名と認可保育園勤務経験者である巡回支援指導員2名の計4名で実施**している 立入調査の権限を移譲して完全に市町村に任せっきりにするのではなく、**毎年各市町村に対して県に立入調査に同行してもらいたい施設を2施設程度選定してもらい、県の巡回支援指導員がそれらの立入調査に同行し、市町村に対して立入調査のやり方の助言を行っている。**また、**県の巡回支援指導員が各**市町村の立入調査に同行しサポートを行うことによって、市町村に権限移譲をしつつも、県内で統一した基準による指導・監査が可能になっている。さらに、立入調査のスケジュールの組み方や立入調査当日の職員の業務分担、チェックリストの紹介など、他市町村が実施している工夫・好事例を共有することができている。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減
～一般職員の業務の一部を支援～

さいたま市

一般職員と巡回支援指導員がペアになって立入調査を実施

立入調査に関しては、**一般職員と認可保育園長経験者の巡回支援指導員がペアになりチームを組成**している。**保育に関する項目は巡回支援指導員に任せ、一般職員はその他の項目を確認する分担**であるため、**一人当たりの調査項目を半分程度にできている**。

また、立入調査で指導をした施設には継続的に施設に出向き、フォローアップを実施している。具体的には立入調査で指導をした施設には後日改善報告書を提出してもらうこととし、改善が見られない場合や、資料が提出されない場合は、2ヶ月に1度一般職員と巡回支援指導員が一緒に継続的に現地を視察し、状況を確認・指導をしている。

抜き打ちで午睡調査を実施

巡回支援指導員を配置することで、原則として全施設を対象に、立入調査とは別日に抜き打ちで午睡調査を実施することができている。各施設への訪問は巡回支援指導員2名で行っている。保育の経験がある巡回支援指導員が現地で直接指導したり、保育施設からの質問に回答したりすることによって事故防止を図っている。

また、午睡調査で巡回支援指導員が施設を訪問した際には、立入調査で指導した事項の改善状況を確認することもできる。新型コロナウイルス影響下で**立入調査ができなかった施設にも午睡調査で別日に訪問することで、市として施設の概況を把握することができる**。

佐賀県

指導監督基準にはない運営面でのサポート

令和元年度には全施設を訪問し、保育無償化への対応状況を確認した。その時点でほとんどの施設が問題なく対応していたが、その後も新規に設立された施設などに対しては、巡回支援指導や立入調査時に口頭で書類整備等について困っていることはないか確認している。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

③自治体職員の業務負担軽減
～一般職員の業務の一部を支援～

（B）立入調査や巡回支援指導以外における業務負荷軽減例

下記の事務作業なども巡回支援指導員に依頼することで、一般職員の業務負荷が軽減できる

- **立入調査や巡回支援指導の日程調整**
- **運営状況報告書の内容確認・とりまとめ**
- **巡回支援や立入調査後の改善状況の取りまとめ**
- **保育施設に提示する様式や情報発信資料の作成**
- **各種マニュアルの作成**
- **無償化や補助金申請の書類の確認**
- **保育内容に関する問い合わせや相談への回答対応**

さいたま市	立入調査がない時期も、巡回支援指導員には、認可外保育施設に関わる事務作業（立入調査の日程調整、無償化や補助金申請の書類・運営状況報告書等の保育施設からの提出書類の確認等）も依頼しており、**一般職員の作業負担が大きく軽減されている。** また、**市に寄せられる保育内容に関する問い合わせや相談に関しても巡回支援指導員から回答することで、一般職員の業務負荷を軽減するとともに、専門的な知識や経験に基づく助言・回答ができている**
茨城県	巡回支援指導員にはPC（WordやExcel）スキルがあるため、立入調査だけでなく、届出の受付や運営状況報告書のとりまとめ、相談の電話への対応などに加えて、調査結果の集計などを含めた認可外保育に関する業務全般を対応してもらうことができており、**必須条件ではないが、PC（WordやExcel）スキルがある方を選任することで一般職員の業務負荷を軽減がすることができる**。
佐賀県	**巡回支援指導員が業務と並行して、巡回支援指導実施要領、認可外関係例規集、各種ガイドライン、施設で使用する帳票様式集等のマニュアルを整備する**ことで、巡回支援指導員が入れ替わっても業務が円滑に実施できるように準備をしている。

巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

④その他巡回支援指導員を配置することの効果やメリット

専門家によるより詳細な保育施設の状況把握

- 巡回支援指導員は立入調査を実施する一般職員と異なり、保育士資格を有する者や福祉系大学の教員等、**保育に関して専門的な知見を有する者が担っている**。
- そのため、立入調査では把握しきれないような**些細な保育施設の変化なども気づくことができ**、その報告を受けることでより詳細に県が保育施設の状況を把握できる。

千葉県

認可外保育施設の指導監督以外の活用

- 巡回支援指導員は保育の知識や経験を有するため、**認可外保育施設以外の業務にも携わってもらい、貴重な専門人材の活用の場を限定しないようにしている**。
- 具体的には、**民間移管する公立保育所の移管先である法人のフォローに訪問**してもらったり、他の課が実施している「親と子のつどいの広場」など、**親や子どものための行政施策に関して、専門家として関わってもらったり**している。

横浜市

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

毎年前年度の分析をし、重要指導事項を定める

- **県内の保育施設の現状に即した指導ができるよう**、毎年前年度の立入調査の改善・指導事項を集計・分析し、**新年度の巡回支援指導での重要指導事項を定めている**。

佐賀県

保育施設に寄り添った具体的な指導・助言　－様式集作成－

- 施設への指導に当たっては、**施設ごとの基本情報、前回立入調査の改善指導事項の改善状況報告及び施設運営のその他の確認事項等を記載した指導票を用いて確認・助言**等を行っている。
- 立入調査の指導だけでは「どのように改善して良いかわからなかった」という保育施設もあったが、**巡回支援指導で複数回訪問中する中で、具体的な指導を丁寧に実施することにより多くの施設で状況が改善された**。
- 特に書類関係の不備がある施設に対しては、**書類不備を指摘するだけでなく、それぞれの様式を提示**して参考にしてもらっている。
- 具体的には、健康診断の診断書が包括的な内容しか書かれていないような場合に、より詳細な診断項目を記入できる様式を渡すことで、**保育施設が新たに自分達で様式を作成する手間を軽減しつつ、改善ができるように**している。

佐賀県

巡回支援指導事業を外部事業者へ委託し、全件ではなく優先順位をつけて実施

- 県では保育所を有していないことから保育現場の職員が存在せず、巡回支援指導員を県が直接採用する場合は、採用や指導員育成に係る時間及び費用が必要となる。このため、**巡回支援指導事業を外部事業者へ委託することによって、専門知識や経験を持つ方を複数名、短期間で活用できるようになっている。**

優先的に巡回支援指導の対象とする施設（千葉県）

- ベビーホテル（全施設に実施）
- 新規に設立された施設
- 前年度までに立入調査で指導を行った施設
- 巡回支援指導員から再度訪問を行いたいとの意見があった施設

千葉県

巡回支援指導事業について

3.巡回支援指導等の工夫・ポイント

巡回支援指導後のアンケート実施

- 巡回支援指導実施後には保育施設にアンケートを実施し、**巡回支援指導がどう役立っているかなどを確認することで、巡回支援指導事業の改善やアンケートに回答した保育施設のその後の指導に役立てる**ことができる。

千葉県

保育施設に寄り添ったわかりやすい情報発信

＜巡回訪問つうしん＞（参考資料1）

- 新型コロナウイルスの影響により、年度途中に巡回訪問が休止となったが、**訪問休止の期間は、訪問に代わる事故防止の啓発として、「巡回訪問つうしん」等を発行**した。訪問再開後も2か月に1回程度のペースで不定期に継続して発行している。
- 「巡回訪問つうしん」は各保育・教育施設に郵送し、横浜市のHP上にも掲載している。**誰にでもわかりやすいよう、視覚的に情報を伝えることで、施設側からもわかりやすいと言ってもらえたり、園内研修の材料にもしてもらえたりしている。**

＜より良い保育のためのチェックリスト＞（参考資料2）

- **保育者が自身の保育を見直す手立て**として「より良い保育のためのチェックリスト」などを立入調査や巡回訪問等で配布している。
- この人権擁護のためのチェックシートは、もともとは全国保育士会が作成しているが、それに**保育の中で起こり得る事例を盛り込み、園内研修やセルフチェックに役立てられるよう、レイアウト等も工夫**してわかりやすい内容となっている。

＜事故防止と事故対応　安全安心な教育・保育環境を整えるために＞（参考資料3）

- **保育・教育施設での事故防止や事故対応について職員間での共有を図り、安心・安全な環境を整えるツールとして、食事、睡眠、水遊び、散歩、災害対策などのポイントをまとめた**資料「事故防止と事故対応　安全安心な教育・保育環境を整えるために」を配布したり、全施設に対して「事故防止と事故対応」の冊子を送付したりしている。

横浜市

Ⅱ 巡回支援指導事業について

参考資料1：「巡回訪問つうしん　楽しい散歩のために編」（横浜市作成）

（https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.htmlに掲載）

子どもの命を守る

楽しい散歩のために！

巡回訪問つうしん2号
令和2年7月発行

散歩は子どもにとって身近な自然や地域社会に触れる活動です。
安全に楽しい経験になるよう保育環境づくりをしましょう。

役割分担、情報共有、連携をしましょう！

横断中

【散歩など園外保育での留意点】

【ビブス参考例】

- □常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で行う
- □移動中も全員を把握できるように、誘導方法に配慮する
- □保育者の人数は、子どもの人数に対して余裕をもって配置する
- □職員間の役割分担、遊び方の共有
- □無理のない実施計画（時間・時期・場所・下見等）を立てて共有
- □保育者が運転者に向けて注意喚起をする（旗や専用のビブスなど）

事前に共通認識・情報共有を！

- □散歩マップでルート、危険個所を確認し、定期的に見直しをする
- □散歩マニュアルで役割分担の確認、個々の子どもの配慮事項を共有する
- □応急処置、心肺蘇生など緊急事態への対応を共有し、危機管理訓練を実施する
- □子どもへ交通安全教育・保護者へ散歩の意義やリスクの説明をする
- □ベビーカー、散歩バギーなどの安全点検（タイヤ、ブレーキ、ベルトなど）

当日の確認事項

- □人数と目的地、ルートを記録
- □公園の安全点検（遊具点検、遊具回りのごみ吸い殻等、不審者、死角、日射による高温になった遊具等）
- □人数確認（散歩前、散歩中、散歩後）を適宜行う
- □健康状態などの把握、水分補給、帰園後は石鹸で入念な手洗い

散歩における子どもの動きの特性

1.進級時、異年齢での活動時など嬉しくていつも以上に大きな動きになり、ケガにつながることがある

2.死角になるところや興味関心のあるところに行くことがあり飛び出し、行方不明につながることがある

3.無防備に動物や不審者に近づいていくことがある

4.急に走ったり、靴が脱げたり、転ぶことがある

5.先のとがった物、棒切れを拾ったり、虫、木の実、小石等を持ち帰ることがある

以上のようなことを踏まえて散歩計画を立てましょう

リスクを想定した訓練の実施をしましょう

散歩は日常的な活動ですが、移動中、現地に到着してからなど、リスクを想定した訓練をしておきましょう

園を離れているので、困難な出来事の時は応援を必ず呼びましょう

1 交通事故・地震（津波・川）

2 置き去り、行方不明

3 けがでの救急対応・不審者対応

役割分担（対応、連絡、子どもの安全確保など）を決めて、実際に動いてみることが大切です。園全体で取り組みましょう

保護者と共有しておくこと

- 公園マップを活用して利用している公園などを保護者に周知する
- 交通安全など、日ごろより保護者に意識してもらう
- 保育参加などで散歩での子どもの姿を知ってもらう

すぐに使えるセットを持っていきましょう（参考）

応急セット、連絡手段（携帯電話・無線機）、ビニール袋、タオル（体を包む、拭く、寝かせる等）飲み水、缶（異常を知らせる）、着替え（数セット）、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、レジャーシート、保冷剤、おぶい紐、その他園毎の状況に応じて必要なものを用意しましょう

こども青少年局　保育・教育運営課
連絡先　045-671-3564

子どもの命を守る

楽しい散歩のために！ その2

巡回訪問つうしん3号
令和2年7月発行

散歩は、子どもの活発な探索活動が豊かな感覚や感性を促していく大切な活動のひとつです。それぞれの園が、散歩先や近隣の道路状況の把握、目的地での安全の確認方法など、安全で楽しい散歩をするために多くの工夫をしています。『楽しい散歩のために！その２』では、その一例を紹介します。

～ある保育園の事例から～

事前準備と出発前

◆散歩マップを作成しています…公園情報を職員間で共有(トイレ・水道の有無)、AED 設置施設、危険箇所を記載。工事中の箇所はその都度伝えています。

◆子どもの人数・体調を職員全員で共有してから出発します
…子どもの状態にも留意（行事前、異年齢、登園時の様子など）

◆役割分担を確認(リーダー、全体を把握する係、保育士の立ち位置等)、職員体制が厳しい時は迷わず中止、天候によっては、無理をせず中止することもあります。

◆散歩ノートに記載すると共に、園に残っている職員に声を掛けています。

目的地

◆安全点検は・・・到着後すぐに行います。
（特に飲みかけのペットボトル・煙草の吸い殻・ガラス片・砂場等特に注意）

◆人数確認は・・・必ずダブルチェックを行い、数だけではなく一人ずつ遊んでいる様子も含めて確認しています。

◆水道のない公園に行く時は、怪我その他に備えて水を持参します。（洗浄用等）

☆出発前、子どもの集合写真を撮影しています
（万が一の時に子どもの服装が確認できます）

☆集合場所がわかるように、目印となるもの（旗）を持参しています。

☆他園と一緒になった時は、帽子を違う色に変えたり、遊び場所を変えています、また声を掛け合い交流したり、不審者や危険な場所の情報も伝え合います。

歩いている時

◆職員間の確認と声かけ、連携を大切にしています。
交差点、歩道の切れ目、曲がり角では一旦停止。
自転車とすれ違う時や後ろから来た時は、職員同士声を掛け合い、止まって通り過ぎるのを待っています。

・横断歩道によって青信号の時間が違うので、短い場所は2列にして渡っています。

・歩道を歩いていても障害物はいろいろ！植え込みの枝、電柱、側溝にも気を配っています。

・道路工事等で散歩ルートを途中で変える時は、園へ電話を入れています。

～地域の人と親しくなりましょう～

散歩の行き帰りで子どもの怪我や突発事故、地震などの自然災害等で保育園へすぐに戻れないことがあるかもしれません。
そんな時は保育園に連絡を入れると共に、近隣のお店、交番に助けを求められると良いですね。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日ごろから地域の中で協力し合うなど顔の見える関係づくりをしていると安心です。

帰園時 帰園後

「さぁ帰りましょう！」

『これ　もってかえる！』
『おみやげに　する！』

子どもたちが公園で見つけた石、木の実、花など帰る時にしっかり握りめている事ありませんか？手はつなげないし、転んだら手を付けない。帰園後ズボンのポケットにダンゴムシがいっぱい！なんてことも!! そんな時、先生たちはどうしていますか？

虫などは一緒に写真に撮っています。「あとでおうちの人に見せようね」と伝えています。
（写真ブログのある園）

お散歩バックを作ってます！みんな自分で持ちたいのでそれぞれ小さい手つきのバックです

「また今度会いに来ようね」ってお話しして、こどもたちに虫を逃がしてもらいます。

帰りは遊び疲れて子どもの集中力も落ちてしまいがち。おなかもすくし…
帰りの出発時には出かけるとき以上に配慮が必要ですね。
人数確認はもとより、子どもの様子をしっかり確認しましょう。怪我はないですか？忘れものはないですか？ 無事に園についたら小さな怪我も報告を忘れずに！

「うちの園は散歩ノートにヒヤリハットがあったら記入しています！すぐに情報共有できてとても便利です！」

こども青少年局　保育・教育運営課
連絡先　045-671-3564

巡回支援指導事業について

参考資料2：「より良い保育のためのチェックリスト」（横浜市作成）

（https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.htmlに掲載）

セルフチェックリスト

自分の保育の中で下記のようなかかわりがないか、確認してみましょう。

	良くないと考えられるかかわり	チェック欄	より良いかかわりへのポイント
子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	□していない □している（したことがある）	保育者が子どもの頑張ろうという気持ちを置き去りにした発言をすると、子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ	寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	□していない □している（したことがある）	午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。
罰を与える・乱暴なかかわり	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	□していない □している（したことがある）	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧にかかわりましょう。
	子どもを注意する際に、「だめよ!」と言って子どもの手を叩く。	□していない □している（したことがある）	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似してしまうこともあります。暴力的な行動によって指示に従わせることはやめましょう。
一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、提出物の遅れなどの際に、子どもに「また○○君のお母さん忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉かけをする。	□していない □している（したことがある）	子どもや家庭の置かれている現状はさまざまです。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。保護者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
差別的なかかわり	クラス全員で掃りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「○○ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	□していない □している（したことがある）	子どもの心を傷つける言葉づかいは、子どもの人格を否定する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の悪意ある発言は、子ども同士の「いじめ」につながることもあります。

※本冊子は全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育」のために～」を一部抜粋しつつ、保育の中で起こりうる事例を盛り込んで作成をしています。チェックリストは全国保育士会のHPに全文が記載されています。下記URLからぜひダウンロードして、園内での研修などに利用してください。

全国保育士会URL：https://www.z-hoikushikai.com/
（チェックリストは、全国保育士会HP内「パンフレット・報告書・チラシ」ページに掲載されています。）

発行：横浜市こども青少年局　保育・教育運営課（電話：045-671-3564）

よりよい保育のためのチェックリスト
～人権擁護のために～

「目標を達成するには、これをやってもらわないといけない」
「今これをやってもらわないと困る」といった思いから、
保育者主体の保育になることはありませんか?
子どもに対する熱い想い、日々の忙しさなど、保育者主体になってしまう背景は
様々かもしれませんが、保育の主体は子どもです。
「これをやりたくなるようにするにはどうすればいいか」というように、
常に「子どもの目線」を考えて保育を行いましょう。

保育の専門職である保育士・保育教諭の皆さまが、保育を行う上で重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返っていただくことを目的にこのチェックリストを作成しました。
また、自らが意識せずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合で進める保育」を行っていないかの自己点検や、園内のミーティング・研修の場などで活用し、さらなる保育の質の向上を目指しましょう。

保育士として歩み始めた人はもちろん、保育士として経験豊かな人も、一度基本を見直す材料としてこのチェックリストを活用してみましょう。

横浜市こども青少年局

子どもの動きを促すとき・止める時のポイント

子どもの腕や、手首をつかんで、引っ張ったりしていませんか?

アドバイス
子どもの動きを無理に止めたり、動かしたりするために腕を引っ張って止めることは、脱臼等の怪我をする恐れがある、不適切な保育です。子どもの意思で活動をすることが大切です。

例えば
・走り回っている子に対しては「こっちであそぼう」と誘ったり、「走るときはここまでにしましょうね」とルールを示してあげましょう。
・散歩に行きたがらない子には「公園に行ったら○○遊びができるよ」等と見通しを伝えましょう。

また、友だちをたたいてしまった子に対して、痛みを教えるためにたたくことも、不適切な保育です。子ども同士のトラブルの際は、双方の気持ちに寄り添いしっかり言い分を聞き、仲立ちをしましょう。

言葉かけのポイント

子どもたちに対して「片づけなさい!」や「何回いったらわかるの!」など、強い口調や命令口調を使っていませんか?

アドバイス
怖がらせることで言うことを聞かせようとしたり、保育者の思いどおりに動かそうとするのではなく、どうしたらいいのか、子どもと一緒に考えてみましょう。例えば、お片付けなどは「お人形は、お人形のおうちに連れて行こうね」などと片づける場所をわかりやすくに伝えたり、一緒に片付けたりしましょう。
声量も、必要以上に大きな声になっていないか、改めて振返ってみましょう。

排泄について

あとで漏らしてしまったら大変なので、「出ない」と言っているのに無理に便器に座らせていませんか?

アドバイス
排泄は個人差があり、無理強いは子どもに苦痛を感じさせ、トイレ嫌いになってしまうこともあります。自分で尿意を伝えられるようになった子であればその子の主張を尊重しましょう。漏らしてしまったとしても「だから言ったでしょ」などと叱らずさりげなく、人目につかないところで対応しましょう。

食事についてのポイント

アドバイス
一人ひとりの心身の状態を把握しながら、子どもと一緒に食べられる量を確認していきましょう。また、好き嫌いをなくしたい・たくさん食べてほしい…という思いから、無理やり食べさせたり、「○○を食べないと、デザート抜きだよ」と罰則を設けてはいませんか?まずはその子のペースを理解し、援助したり、言葉かけをして食べる意欲を引き出したりしていきましょう。

「こぼしてしまうから」、「食べる量が少ないから」といった理由で、配膳時に勝手に食事を出す順番や量を決めていませんか?

子どもへの差別的な扱いについて

特定の子どもばかりに声をかけていませんか?あるいはそういう同僚を見かけませんか?

アドバイス
特定の子どもばかりに、極端に声をかけたり、関わったりすることは、差別的なかかわりです。
「あの人はあの子だけ妙に可愛がっている」などと気になる場合は、チームとして、子どもに不利益な保育がなされないよう、気になったことはお互いに声をかけあったり、周りの仲間に相談してみましょう。

保護者に対する「困ったなぁ」について

「○○ちゃんのお母さんはいつもお迎えが遅くて困るよね」「△△ちゃんは洋服がちゃんと用意されてないね」など、子どもの前で保護者への「困ったなぁ」を言っていませんか?

アドバイス
どんなに小さい子でも、保護者のことを悪く言われていることは感じます。保護者を否定されることで、子どもが自分の存在も否定される気持ちになります。子どもの前では、決して保護者のことを悪く言わないようにしましょう。
また、職員間の様子も、子どもたちはよく見ています。たとえば職員間で注意し合う時も、子どもの前ではやめましょう。言葉づかいや声量などが大きすぎないか改めて気を付けましょう。

施設で掲げる目標達成について

子どもの健やかな発達を促すために、「卒園するまでに○○できるようになる」といった目標を掲げるのはもちろん大切なことです。しかし、それを達成するために、子どもの個々の発達状況や意思を確認しないまま、無理を強いてはいないでしょうか?　体への接触の仕方や、声かけの声量・言葉づかい・本人の人権への配慮、差別的に扱っていないか、改めて確認してみましょう。
また、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説においても、保育の計画やカリキュラムは子どもの発達や生活の状況に応じて、柔軟な保育・教育を行うことと示されています。みなさまの施設の計画・カリキュラムはいかがでしょうか?

巡回支援指導事業について

参考資料３：「事故防止と事故対応　安全安心な教育・保育環境を整えるために」（横浜市作成）

（「事故防止と事故対応」の冊子はhttps://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.htmlに掲載）

令和３年度　巡回前研修資料

事故防止と事故対応

安全安心な教育・保育環境を整えるために

～ 職員用 ～

この資料は、安全安心な保育環境を整えるための事故防止・事故対応のポイントです。
職員間で話し合い、共有することに役立てていただきたく作成しました。会議、園内研修等でご活用ください。

保育所保育指針
（第３章より抜粋 ）

1　食事のポイント

食事中の事故には主に「誤嚥」と「アレルギー誤食」が挙げられます。それぞれの場面に合わせた事故防止のポイントを職員の皆さんで確認してみましょう。

（1）誤嚥防止

子どもの年齢、月齢によって普段食べている食材が窒息につながることもあります。当日の体調など含め子どもの情報を共有しておきましょう。

ア　食材選び、調理方法、及び提供時の留意点

	調理員、保育者間での連携
	大きさ、形状、食感が個々に合っている

イ　食事の揺動の留意点

	ゆったりとした雰囲気の中で落ち着いて食べることができる環境
	子どもの意思に基づいたタイミングの配慮
	個々に合った一口の量に調整
	水分を適時摂取
	食べ物を飲み込んだことの確認
	体に合ったテーブルと椅子の用意
	眠くなっている子は無理に食べさせずに個別に配慮
	泣いたり、笑ったりする時はのどに詰まりやすいので注意

（2）アレルギーの誤食防止

給食が提供されるまでには多数の人が関わります。それぞれの段階でミスが起こる可能性があります。
どこかで気づくには、どうすればよいか考えましょう。

ア　園、保護者、医師とで、該当児の正しい理解と連携

	食物アレルギーの対応は、医師の指示に基づいて行い、その内容を全職員で共有（アレルギー疾患生活管理指導表等）
	保護者との献立表による除去内容の確認

2　睡眠のポイント

教育・保育施設において、睡眠中の死に事故が毎年起こっています。常に子どもの体調を把握し変化にすぐに対応できるようにしましょう。

（1）睡眠中、常に子どもの状態の把握

	体調等、いつもと違う様子はないか確認
	口の中には何もはいっていないか確認
	ブレスチェックの確実な実施（０歳児　５分　１歳児　１０分）
	常に体位に留意（医師の指示以外はあおむけ寝が基本　）
	顔色、呼吸の様子に注意（鼾鼾(息をはく時にゼイゼイ音がする)、鼻づまり）
	熱感に留意（体に触れて体温を感じる・発汗等）

（2）安全な睡眠環境の配慮

	室温、湿度、換気に留意
	室内の照明は顔色等が観察できる明るさ
	周囲に「ぬいぐるみ」「おもちゃ」「タオル、コード等のひも状の物」などないか確認

3　水遊び、プール遊びのポイント

水遊び中の事故は死に事故に直結します。事故防止のチェックポイントを職員の皆さんで確認しましょう。
また、事前に救急救命法の研修、状況に応じた役割分担の訓練も大切です。

（1）安全な状態での水遊び、プール遊び

	児童の健康状態の把握
	監視体制が整わない場合は中止
	監視者は必ず専任の担当を配置し役割分担を明確化
	時間的余裕をもったプール遊びの実践
	溺水についての知識を共有
	救急救命法の研修を受講

4　散歩のポイント

置き去り事故の原因はヒューマンエラーによるものが多いです。防ぐ方法を職員同士で共有しておきましょう。

（1）行方不明、置き去り防止

	常に子どもの人数や居場所を把握し、適宜人数確認を複数で実施
	移動中も全員を把握できるような役割分担
	散歩先の状況確認、安全点検の実施
	職員間で公園内の遊び方、役割分担を共有

（2）交通事故、怪我、災害時の対応

	事故対応時のフロー図の確認
	散歩中の避難場所を確認
	園との連絡方法を確認

5　誤飲防止のポイント

大きさや素材の種類、環境設定などを子どもの成長・発達に合わせて整えることは誤飲防止の大切な視点です。職員同士で感度を上げて適切に環境を整えていきましょう。

（1）玩具他

	発達に応じた玩具の選択
	異年齢が一緒に遊ぶ時は、玩具やコーナー設定など安全面での工夫や点検
	マグネット、シール、ビニールテープ等環境面の確認
	観葉植物や木の実等を口に入れていないか注意

（2）薬品他

	薬品、洗剤、肥料の管理を徹底
	子どもの手の届く場所に置かない

6　保健衛生管理のポイント

集団保育では、衛生管理が大切です。園内やクラス内で環境を整え、感染防止を推進していきましょう。

（1）感染症予防の取組

	咀嚼、下痢等の適切な処理を職員間で確認、対応訓練の実施
	おむつ交換は手順通り実施

7　事故防止予防のポイント

職員間の共有はもちろんですが、事前に防止するために常にマニュアルの確認や改善をするなど、意識を高めていきましょう。空欄は確認後の改善点や気づきの記入にご利用ください。

（1）事故予防、対応マニュアルを職員間で共有

（2）事故発生時の初動の連絡体制の確認

（3）※ヒヤリハットや事故事例について職員間で共有、改善（※事故の手前で気づくこと）

（4）救急、心肺蘇生に関する研修の受講

3

8　災害対策のポイント

災害時の職員の動き、役割分担を定期的に確認し、的確な発信や実践が行えるように日頃から備えておきましょう。

（1）災害対策

	非常災害時に必要な設備、備蓄品を職員間で確認
	役割分担、個別対応（アレルギー児等）の共有、避難や消火訓練の実践

9　その他の安全管理のポイント

常に危険に対する感度を働かせることが大切です。危険な箇所はないか職員全員で意見を出し合い確認しましょう。

（1）施設内に危険箇所、危険につながる恐れがある箇所がないか確認

	尖角の有無
	転倒の危険性のある家具
	落下する危険性のある積載物
	室内の玩具他の散乱状況（絵本、布、ぬいぐるみ、ブロック等固い物）
	壁面の状況・・・コンセント、釘等突起物等
	床、扉の状況・・・カーペットなど敷物（滑る、めくれ）、床の段差、扉の開閉（ドアの蝶番）
	与薬の管理・記録の仕方を全職員で共有
	門扉等からの不審者の侵入や、園児の飛び出し防止の対策

4

認可外保育施設指導監督　みんなはどうしてる？
令和4（2022）年3月

発行　　厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

※本リーフレットは令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）の一環として制作されました。